

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3に規定する液化石油ガス設備工事に係る供給設備の廃止の届出について

都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の3に規定する都道府県知事の権限に属する事務を処理することとされた市町村を含む。以下同じ。）は、法第38条の3に規定する液化石油ガス設備工事（以下「工事」という。）が実施されている状況その他の事情に照らし、都道府県がこれらの工事に係る供給設備の状況を的確に把握し、当該供給設備の基準適合状況について確認するための事務を効率的かつ円滑に行うことが特に必要であると判断した場合にあっては、条例で定めるところにより、都道府県が設定する地域において、工事に係る供給設備を廃止した者から供給設備の廃止について届出をさせることができる。

なお、都道府県が条例を定める場合にあっては、利害関係者の意見を聴取し、その内容を考慮するとともに、下記の事項に従って条例を定めることとされたい。

記

1. 廃止の届出については、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。
  - (1) 廃止した供給設備の所在地
  - (2) 廃止の年月日
  - (3) 廃止の理由
2. 法第37条の2で定める特定供給設備に係る規制と比して、規制が過剰とならないこと。